

全日ア連総務第 09-058 号

平成 22 年 2 月 24 日

●●●アーチェリー連盟

● ● ● ● ● ● 様

社団法人全日本アーチェリー連盟

専務理事 島田 晴 男



得点虚偽申告問題について

社団法人全日本アーチェリー連盟（以下本連盟という）は、平成 22 年 2 月 21 日開催の倫理委員会の決定を受け、平成 22 年 2 月 22 日理事会の承認により、次の結果を通知する。

記

●●●●選手に対して●●●アーチェリー連盟が下した平成 21（2009 年）年 12 月 7 日から平成 24（2012 年）年 3 月 31 日までの資格停止処分の通知を尊重するが、採点者である●●●●にスコアを虚偽申告したことは、本連盟の理念・行動指針・競技規則・競技者規程に違反しているなど、●●●●としてあるまじき行為であり、本連盟競技者規程第 6 章罰則第 10 条を適用して以下の処分を通告する。

I ●●●●に対して

1. ●●●●を、全日本アーチェリー連盟主催大会への参加について、選手・指導者（監督・コーチ・引率）に関わらず、期限を設けず出場停止とする。
2. 出場停止の解除を希望する場合は、●●●●アーチェリー連盟を通じて解除申請を要する。その後本連盟が判断する。

II ●●●●アーチェリー連盟に対して

1. ●●●●に採点させる体制を採り、虚偽申告の余地を与えた大会運営体制の再構築。
2. 審判員への再教育（審判員が採点相違を確認しているにも関わらず、立証すべき紙を回収せず競技を続行させた）。
3. 相談を受けた審判員・競技委員長への指導（競技規則第 3 1 1 条第 7 項の不適用）。

以上の項目について、●●●●アーチェリー連盟は、今後の運営及び指導方針を平成 22 年 3 月 31 日までに本連盟あて報告すること。

以上